

男性育休、 してありますか？

県内に本社本店がある中小企業等が、男性従業員に対し一定の育休を取得させた場合、奨励金を支給します。



～令和8年度宮城県男性育休取得奨励金について～

男性従業員の育児休業取得日数に応じて奨励金が支給されます

28日以上6か月未満の育休だと…

6か月以上の育休だと…

20万円

支給！



50万円

支給！



支給には

- ・ 宮城県内に本社本店のある中小企業等
- ・ 育児休業開始の2か月以上前から県内の事業所に勤務しているなどの要件があります。詳しくは県ホームページをご覧ください。



支給要件



支給対象

資本金額または出資総額が3億円以下の法人及び個人

(下記のとおり、業種により異なる)

- ※ 医療法人等で資本金・出資金を有している場合も同様。
- ※ 個人事業主も申請可。ただし、個人事業主と雇用関係にある従業員が育休を取得した場合に限る。

業種	資本金額又は出資総額	常時雇用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下



要件を満たす男性従業員

- ・ 雇用保険の被保険者
- ・ 令和7年4月1日以降に28日以上の育児休業の取得を開始
- ・ 育児休業開始日の2か月以上前の日から雇用されており、県内の事業所に勤務している

申請の流れ

Step1 支給要件の確認

宮城県のHPにアクセスし、対象の企業等や従業員など、申請の要件を確認してください。

Step2 男性従業員の28日間以上の育児休業取得

令和7年4月1日以降に開始した育児休業(出生時育児休業を含む)が対象です。育児休業を分割して取得した場合も通算28日以上であれば、対象となります。

Step3 申請

男性従業員の育児休業取得期間が28日又は6か月を超える日から起算して2か月以内に交付申請をする必要があります。

県HPから申請様式をダウンロードし、必要書類を揃えて申請してください。



詳しい内容や申請様式等は
県ホームページをご覧ください！

宮城県雇用対策課労政調整班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/danseikukyushoureikin.html>

TEL 022-211-2771

Mail koyour@pref.miyagi.lg.jp



宮城県 男性育休

